

# 医科点数表の解釈

平成30年4月版

## Web追補 No.19 (令和元年11月号)

令和元年 11 月 6 日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 令和元年10月31日 保医発1031第5号 (令和元年11月1日適用)
  - 令和元年10月31日 保医発1031第7号 (令和元年11月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\\_sinryo/index.html](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)
- 以下の通知が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
  - ・「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する患者申出療養の申出等の手続の細則について」の一部改正について(令和元年10月25日医政研発1025第1号・薬生薬審発1025第1号・薬生機審発1025第1号・保医発1025第1号)
  - ・「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う手続き等の取扱いについて」の一部改正について(令和元年10月31日医政研発1031第1号・薬生薬審発1031第6号・薬生機審発1031第1号・保医発1031第4号)

頁	欄	行	変更前	変更後
555			<p>[D012感染症免疫学的検査の「23」インフルエンザウイルス抗原定性、同区分「26」D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体、クラミジア・トラコマチス抗原定性、D023微生物核酸同定・定量検査の「6」マイコプラズマ核酸検出及び同区分「8」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)、百日咳菌核酸検出の所定点数を合算した点数(963点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ ウイルス・細菌核酸多項目同時検出</p> <p>ア ウイルス・細菌核酸多項目同時検出は、D012感染症免疫学的検査の「23」インフルエンザウイルス抗原定性及び同区分「26」D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体、クラミジア・トラコマチス抗原定性並びにD023微生物核酸同定・定量検査の「6」マイコプラズマ核酸検出及び同区分「8」HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)、百日咳菌核酸検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>この際、別に実施した以下の各病原微生物に係る抗原、抗体及び核酸検出検査(定性及び定量を問わない。)については別に算定できない。</p> <p>インフルエンザウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌</p> <p>なお、D026検体検査判断料を算定する場合は、「6」微生物学的検査判断料の所定点数を算定できる。</p> <p>イ 本検査は、マイクロアレイ法(定性)により、鼻腔咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ及び百日咳菌の核酸検出を同時に行った場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査は、A300救命救急入院料、A301特定集中治療室管理料、A301-4小児特定集中治療室管理料、A302新生児特定集中治療室管理料又はA303総合周産期特定集中治療室管理料の「2」新生児集中治療室管理料を算定する患者であって、重症呼吸器感染症と診断した、又は疑われる場合に、病原微生物の検索のために使用した場合は1回に限り算定できる。なお、検査を実施した年月日を<b>診療報酬明細書</b>の摘要欄に記載すること。</p> <p>エ 本検査は、感染症に係る診療を専ら担当する常勤の医師(専ら感染症に係る診療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上又は臨床検査を専ら担当する常勤の医師(専ら臨床検査を担当した経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上配置されている保険医療機関に限り行うこと。なお、臨床検査を専ら担当する医師とは、勤務時間の大部分において検体検査結果の判断の補助を行うとともに、検体検査全般の管理・運営並びに院内検査に用いる検査機器及び試薬の管理についても携わる者をいう。</p>	<p>(令元.10.31 保医発 1031 5)</p>
812	右	下から17~16行目	クローン病又は膿疱性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ又はエのとおり実施した場合	クローン病、膿疱性乾癬又は関節症性乾癬患者に対して次のア、イ、ウ、エ又はオのとおり実施した場合

頁	欄	行	変更前	変更後
813	右	上から11行目	[次行に追加]	オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。
813	右	上から11行目		図 (令元.10.31 保医発 1031 7)

※Web追補No. 18において、「令和元年 8 月 19 日厚生労働省告示第 88 号の「120 生体弁」の「(3) 異種心膜弁 (II)」の「承認番号が 22900BZX00053000 のもの」の「令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの価格」を「1,000,000 円」から「995,000 円」に訂正する官報正誤が行われる予定」と記載しましたが、令和元年 10 月 17 日に官報正誤が行われています。


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。